

架空請求ハガキにご注意！

春になり、今年も右図のような「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」や類似する内容のハガキが届いているとの情報が多数入ってきています。

ハガキには「未納料金について裁判所へ民事訴訟の訴状申入れがなされた」、「後日管轄裁判所より呼出状が発行される」、「裁判を欠席すると、相手の言い分どおりに判決が言い渡され、差し押えを執行される」などの内容が記載されています。

ハガキによる架空請求の手口は全国的に年々増えており、消費者庁によると架空請求相談件数の約半分を占めているそうです。

コンビニ決済やプリペイトカードで支払ってしまったという事例もありますので、記載の電話番号には、絶対に連絡しないようにしましょう！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）285 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月15日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6368-6933
受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

ちょっと待って！その機関って本当にあるの？

「民事訴訟告知センター」は実在しない行政機関です。絶対に電話ないようにしましょう！

※他にもこんな名前が届くことがあります。（いずれの機関も実在しません）

- ・民事訴訟管理センター ・訴訟通知センター
- ・地方裁判所管理局 ・消費生活保護管理機構
- ・合同民訴管理局 ・通信事業者委託債権管理機関
- ・国民生活保護センター ・民事訴訟 訴訟窓口
- ・法務省管轄支局 国民訴訟保護センター など

・裁判所や弁護士が、訴訟・差押などの重要案件をハガキで通知してくることはありません。

・もし、不安に感じる場合は、最寄りの駐在や役場産業経済課内消費生活センターまでご相談、または、警察署やお近くの交番・駐在所へお問い合わせください。



【不審者や不審車両を見かけたら、警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！】

苫小牧警察署 ☎ 0144 ☎ 0110 ・ 追分駐在所 ☎ ☎ 2003 ・ 安平駐在所 ☎ ☎ 2339

早来駐在所 ☎ ☎ 2030 ・ 遠浅駐在所 ☎ ☎ 2211 ・ 役場総務課 ☎ ☎ 2511